

(健Ⅱ67F)

令和2年4月24日

都道府県医師会
郡市区医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 范 敏

「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」について

今般、国立感染症研究所が作成している「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領」が更新され、厚生労働省より各都道府県衛生主管部(局)あて別添の事務連絡がなされましたのでご連絡申し上げます。

同実施要領は、保健所が感染症法に基づく積極的疫学調査を迅速に実施するための取扱いを示したものであり、今般の更新により「患者(確定例)の感染可能期間」、「濃厚接触者」について以下のとおり(更新部分は下線部)定義されております。

○患者(確定例)の感染可能期間(新)

新型コロナウイルス感染症を疑う症状(※)を呈した2日前から隔離開始までの間とする。
※発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐など

○濃厚接触者

患者(確定例)の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者である。

- ・患者(確定例)と同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があった者
- ・適切な感染防護無しに患者(確定例)を診察、看護若しくは介護していた者
- ・患者(確定例)の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- ・その他:手で触れることの出来る距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、患者(確定例)と15分以上の接触があった者(周辺環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する)

また、これに伴い、厚生労働省において同事務連絡に係るQ&Aが作成されておりますので、併せてお送りいたします。

なお、同実施要領や今般のQ&Aにかかわらず、医療従事者が講じるべき日常の感染予防策、医療従事者が濃厚接触に該当しない場合の考え方(令2.3.11 日医発1202号(地461)(健Ⅱ314)F、令2.4.3 日医発第30号(地10)(健Ⅱ12)F)については変更がないことを申し添えます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、関係医療機関等に対してご周知賜りますようお願い申し上げます。

※厚生労働省文書の送付は省略しております。

※厚生労働省文書は文書管理システム及び本会HP(以下URL参照)に掲載いたしますのでご確認の上、ご周知ください。

http://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html